

第6章 資産形成に係る主要国の税制比較

デロイト トーマツ税理士法人

パートナー税理士

阿 南 博 之

1. 報告目的及び内容

本邦における資産の形成・円滑な世代間移転と税制の関係を考察するにあたって、本邦の資産保有及び相続贈与税制と海外主要国（英国、米国、フランス及びドイツ）のこれらの税制を比較することで、将来的に本邦税制への導入を提言する可能性について考察を行った。具体的には、上場株式と不動産について、保有、売却及び相続の各ステージにおける当該主要国の税制比較を行うことで、資産の種類における課税の差異についての考察もおこなった。なお、調査の前提として各国における税制上の居住者に対する課税関係で、対象資産は当該各国の居住法人が発行体となる上場株式及び当該各国に所在する不動産を調査対象資産とした。なお、以下の各国の課税関係は調査報告日（平成29年6月19日）時点におけるものである。また、各国の課税関係についての詳細は割愛しており、一般的な課税関係の概観としていること、本報告で表明する見解は、報告者の個人的見解であり、報告者の属する組織の見解ではないことに留意されたい。

2. 保有及び売却に係る各国税制比較

上場株式配当と不動産の保有及び売却に係る各国の課税関係の概要は以下の通りとなる。

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ
保有時の課税関係					
上場株式配当金	20.315%等	適格配当は 0%/15%/20%	7.5% / 32.5% / 38.1%	累進税率 + social contribution (15.5%)	25% (28.375%, solidarity surcharge込)
不動産賃料	総合課税 (最高で55%、住 民税込)	累進税率 (最高税 率39.6%)	20% / 40% / 45%	累進税率 + social contribution (15.5%)	累進税率 (最高税率 45%+solidarity surcharge)
売却時の課税関係					
上場株式 譲渡損益	20.315%	長期譲渡は 0%/15%/20%	10%/20%	累進税率 + social contribution (15.5%)	25% (26.375%, solidarity surcharge込)
不動産譲渡損益	20.315% (長期譲渡等の特 例あり)	長期譲渡は 0%/15%/20%	自己居住用は免税、 その他18% / 28%	19% + social contribution (15.5%)	累進税率

3. 相続に係る各国税制比較

上場株式と不動産の相続に係る各国の課税関係の概要は以下の通りとなる。上場株式の相続における評価はいずれの国においても、「市場価格」となっている。この点について、米国及び英国“Claim for relief (loss on sale of shares, land)”においては、以下に記載する通り一定の調整規定が生じている。また、相続税と贈与税の関係については、死亡前の一定期間内の贈与について相続財産と合算するという点については、各国とも共通している。この相続税と贈与税の関係において特筆すべき点としては、以下に記載する英国における、贈与財産を相続財産に合算するに際して、時の経過に応じた合算金額とする“Taper relief”と、贈与時と相続時の時価の下落を調整する“Fall in value relief”という規定がある。

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ
課税方式	遺産取得課税/ 遺産課税	遺産課税	遺産課税	遺産取得課税	遺産取得課税
税率	最高税率55%	18%~40%	40%	5%~45% (直系相続人)	累進税率 (30%~50%, Category III)
基礎控除等	- 3,000万円 + 法定 相続人数×600万円 - 配偶者控除	US\$5,490,000- (2017)	GBP325,000	€100,000 (直系相続人)	€500,000 (配偶者)
上場株式の評価	市場価格	市場価格 (一定の調整規定あり)	市場価格	市場価格	市場価格
不動産の評価	路線価方式/倍率方 式等	類似取引法/ 収益還元法	評価専門家により算 定された時価	死亡時の時価	類似取引法等 (住 宅の種類による)
相続時からの価格下 落時の手当て	なし	あり	なし (遺言執行人が行方一定の 資産については、調整規定 あり)	なし	なし
贈与税の有無	あり	あり	なし (遺産課税)	あり	あり
贈与税との関係	相続時精算 課税/ 死亡前3年内 の贈与を合算	死亡前3年以内の贈 与合算	死亡前7年以内の贈 与合算	死亡前15年以内の 贈与合算	死亡前10年以内の 贈与合算

【米国における財産価格の調整規定】

評価は原則として死亡日における時価に基づいて行われるのであるが、遺言執行者は代替的に「6ヶ月評価」を用いることができる。この場合、評価はそれぞれ以下の通りとなる。

- － 被相続人の死亡から6ヶ月以内に財産が売却等されている場合には、売却日等の日における評価
- － 被相続人の死亡から6ヶ月以内に財産が売却されていない場合には、被相続人の死亡から6ヶ月を経過する日における評価

上記の「6ヶ月評価」の適用に際して、被相続人の死亡から単に時の経過に応じた価格の低下の場合には死亡日における評価となり、それ以外の事由による場合に「6ヶ月評価」を用いることができる。

なお、上記制度は1935年に導入され、その後1970年に「1年間から6ヶ月への改正」、1984年にその他要件追加等の改正が行われている。この制度は世界的な金融危機を導入背景としているものではない。

【英国における相続税と贈与の調整規定】

－Taper relief

本規定は上場株式のみならず，相続税対象資産について全般的に適用される。贈与については原則免税であるが，贈与者が当該贈与から7年以内に死亡した場合には，当該贈与については相続税の課税対象となる。

- (1)．贈与から3年以内の相続事由発生：贈与対象資産の価額が相続税の課税対象
- (2)．贈与から3年－4年の間における相続事由発生：贈与対象資産の価額の80%が相続税の課税対象
- (3)．贈与から4年－5年の間における相続事由発生：贈与対象資産の価額の60%が相続税の課税対象
- (4)．贈与から5年－6年の間における相続事由発生：贈与対象資産の価額の40%が相続税の課税対象
- (5)．贈与から6年－7年の間における相続事由発生：贈与対象資産の価額の20%が相続税の課税対象

－Fall in value relief

贈与から7年以内に死亡した場合，上記の通り相続税が課税されることになるが相続時の価額が贈与時の価額より下落している場合には，調整は行われる。なお，価格下落に対する“Fall in value relief”は受贈者が低い金額で譲渡した場合においても，同様に適用される。

【英国における相続税額の調整規定】

－Claim for relief (loss on sale of shares, land)

英国においては，遺産整理は遺言執行人が行うのが一般的であり，遺言執行人が遺産のうち上場株式等の一定の適格証券，並びに土地建物を死亡日から一定期間内（適格証券は12ヶ月以内，土地建物については4年以内）に行う譲渡について，譲渡金額が相続税の課税価格より下落している場合には，

相続税額の調整がされる。

4. まとめ

- (1). 課税価格の“時価”についての考え方は、米英仏独の規定を見ても、上場株式の時価については特段の手当てがなされていない。土地の時価と結果として異なったとしても、資産特性を踏まえると調整規定の設置は困難が予想される。
- (2). 相続時の価格から下落した場合の課税価格の調整については、米国税制について更なる検討を行う必要はあるが、米国における相続税の基礎控除はUS\$500万であるため、我が国の相続税制と一概に比較できない可能性もある。英国における遺言執行人が譲渡を行う場合の相続税額の調整についても、我が国の相続税制と一概に比較はできないものの、英国税制について更なる検討を行う必要はある。
- (3). 贈与時から相続時の間の価格下落について、我が国の相続時精算課税においては手当てがなされていない。そのため、一定の非上場株式を除いて、相続時精算課税の対象として上場株式は対象としにくい。この点については英国制度を参考にできる可能性あり。但し、英国の場合、贈与税の課税が我が国の制度と異なる点の留意は必要となる。